

中国・アジアでの新型コロナウイルスの影響

※ニュースレターの内容は、一般的な情報をお伝えすることを目的としておりますので、個別事案等は必ず専門家へご相談ください。

マイツグループが運営・管理を行っている中国・アジア進出支援機構※の支援メンバーから各国での新型コロナウイルスの影響について現地から生の情報を配信いたします。

※マイツグループが中心となり、中国、韓国、台湾、香港、ベトナム、カンボジア、タイ、フィリピン、インドネシア、マレーシア、シンガポール、バングラディッシュ、ミャンマー、インド、UAEの提携先を含めて17か国35拠点で現地から日系企業の進出支援をおこなっている機構です。

日本

対応事務所：株式会社マイツ



<http://www.myts.co.jp/>

4月21日時点の情報

「日本の状況」

4月7日(火)に新型インフルエンザ等対応特別処置法に基づき政府から緊急事態宣言が発動されました。4月21日時点で厚生労働省発表数値では感染者集11,119名、死亡者数186名となり感染拡大が続いています。東京都を中心に外出自粛要請を行い、合わせて一定の業種に対して休業要請を行っています。また、日本政府、東京都が中心となり補助金、給付金、税務申告猶予等の特例措置を進めています。

「政府からの発表事項(渡航制限、ロックダウン等)」

政府発表：(内閣官房) <https://corona.go.jp/>

- ・緊急事態宣言が1都1府5県に発令され外出自粛要請(4月7日)
 - ・緊急事態宣言が全都道府県に拡大され、13都道府県については「特定警戒都道府県」に指定(4月16日)
- 新型コロナウイルス感染症対策 <https://corona.go.jp/action/index.html#koyouchoseijoseikin>

渡航制限：(外務省) https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

- ・日本からの渡航者や日本人に対して入国制限措置をとっている国・地域(182か国/地域)
- ・日本からの渡航者や日本人に対して入国後に行動制限措置をとっている国・地域(67か国/地域)
- ・日本から海外へ渡航する日本人に対して、感染症危険情報レベルをレベル3(渡航は止めてください。(渡航中止勧告))に引き上げ(49か国/地域)
- ・レベル3の国、地域を除く全世界に対して、感染症危険情報レベル2に引き上げました。

「申告・納税、決算・監査、特例措置の影響」

申告・納税：

- ・納税の猶予制度の特例(国税庁) <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/index.htm>
 - 確定申告期限の柔軟な取扱いについて
 - 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方には猶予制度
- ・欠損金の繰戻しによる還付の特例(財務省) https://www.mof.go.jp/tax_policy/keizaitaisaku.html
- ・テレワーク等のための中小企業の設備投資税制
- ・消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例

特別措置

- ・補助金・助成金・融資制度
 - 新型コロナウイルスに対する国としての支援策：(経産省) <https://www.meti.go.jp/covid-19/>
 - 支援情報ヘッドライン：(中小企業庁) <https://j-net21.smrj.go.jp/snavi/index.html>
 - 新型コロナウイルス関連ニュース：(中小企業庁) <https://j-net21.smrj.go.jp/support/corona-news.html>
 - 新型コロナウイルス関連(都道府県別)：(中小企業庁) <https://j-net21.smrj.go.jp/support/tsdlje00000085bc.html>

決算・監査：(金融庁)

- ・新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえた有価証券報告書等の提出期限の延長について <https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200414.html>
https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200417_kaiji/20200417_kaiji.html
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応について https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200403_kansa/20200403.html
<https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200415/20200415.html>

中国・アジアでの新型コロナウイルスの影響

※ニュースレターの内容は、一般的な情報をお伝えすることを目的としておりますので、個別事案等は必ず専門家へご相談ください。

マイツグループが運営・管理を行っている中国・アジア進出支援機構※の支援メンバーから各国での新型コロナウイルスの影響について現地から生の情報を配信いたします。

※マイツグループが中心となり、中国、韓国、台湾、香港、ベトナム、カンボジア、タイ、フィリピン、インドネシア、マレーシア、シンガポール、バングラディッシュ、ミャンマー、インド、UAEの提携先を含めて17か国35拠点で現地から日系企業の進出支援をおこなっている機構です。

中国

対応事務所： 上海邁伊茲諮詢有限公司



<http://www.myts.co.jp/>

4月21日時点の情報

「中国の状況」

新型コロナウイルスへの対策は継続しているものの、3月～4月にかけて学校及び企業の活動が徐々に再開されてきています。昨今はいわゆる「輸入事例」と呼ばれる国外からもたらされる新規感染事例が増えてきており、公表されているデータでは、現状の新規感染者は本土で発生した事例より輸入事例の方が多く発生しています。そのため、輸入事例に対して特に警戒を強めており、日本を含めた国外からの渡航を厳しく制限しています。現在は「対外的には輸入症例を防ぎ、国内では再び増加に転じることを防ぐ」という全体予防・抑制策の基本要求に基づき、各地域の感染リスクの度合いに基づいた対策を実施しています。

「政府からの発表事項(渡航制限、ロックダウン等)」

渡航制限:

- ・3月28日0時より、現在有効なビザ、居留許可を持つ外国人の入国制限(3月26日中華人民共和国外交部、国家移民管理局)
- ・重要な貿易、技術方面、又は特別な事情のある人道的方面における緊急的な需要がある場合のビザ申請、人道的で、緊急な特別事情がある場合の認証申請のみの対応(4月8日 中国ビザ申請センター)

企業の業務再開、居住環境に関する通達:

- ・低リスク地域と高リスク地域に対する業務再開における流行防止措置の指針の公布
(4月7日 国務院
http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-04/09/content_5500685.htm)
- ・感染拡大防止と同時に順序立てて積極的に企業の業務再開を促進するためのガイドラインの公布
(4月7日 国務院
http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-04/09/content_5500698.htm)
- ・低リスク地域と高リスク地域の社区(居住区画)に対する流行防止措置作業の正確化、詳細化のガイドラインの公布
(4月14日 民政部、国家卫生健康委員会
<http://www.nhc.gov.cn/jws/s7874/202004/8bc0fde9ef6e4820a30b546f396698c0.shtml>)

「日系企業への影響(事例等)」

- ・現状、主要な日系企業の進出地域では、企業の業務自体はほとんど再開していますが、一部日本帰国中の駐在員が渡航制限により現地に戻れず、捺印・決済ができないため、一部行政手続が実施できなかったり、現金引き出しができない等の影響が出ています。
- ・貿易業や製造業で業務停止に伴う直近の売上減少、注文の減少といった状況が発生している企業もあります。

「駐在員への影響(ビザ等)」

- ・国務院の3月1日プレス・カンファレンス上での“在中の外国人の居留期限が到来した場合、自動的に2か月間延長が可能”といった特別措置もありましたが、現状渡航制限がなされているため、いまだ現地に戻れずにいる駐在員もおり、特別措置の発表からまもなく2か月が経過するため、今後なんらかの追加措置がなされるものと思われます。
- ・新規赴任者に関しては、日本側のビザ申請、書類認証(一部ビザ申請書類に必要)が特別な事情がある場合に限りされているため、現状で新規のビザ取得作業が実質停止状態になっており、少なくとも緊急事態宣言期間の5月6日までは停止状態が継続するものと思われます。

「申告・決算、納税猶予等の特例措置」

- ・新税法下初となる個人所得税の確定申告についても法定の期限での対応が開始されており、一部通知が出ていない年度末業務についても例年通りの期限で年度末業務が実施されるものと思われます。

中国・アジアでの新型コロナウイルスの影響

※ニュースレターの内容は、一般的な情報をお伝えすることを目的としておりますので、個別事案等は必ず専門家へご相談ください。

マイツグループが運営・管理を行っている中国・アジア進出支援機構※の支援メンバーから各国での新型コロナウイルスの影響について現地から生の情報を配信いたします。

※マイツグループが中心となり、中国、韓国、台湾、香港、ベトナム、カンボジア、タイ、フィリピン、インドネシア、マレーシア、シンガポール、バングラディシュ、ミャンマー、インド、UAEの提携先を含めて17か国35拠点で現地から日系企業の進出支援をおこなっている機構です。

台湾

対応事務所: 西川企業管理顧問有限公司



<https://www.nishikawa-associates.com>

4月20日時点の情報

「台湾の状況」

新型コロナウイルスへの対策は初動が早かったことが奏功し、感染確定者数が422名となっています。他国とは異なり、マスクについても健康保険カードで管理し、1人につき2週間9枚まで、指定の薬局のみでの購入に限定することにより、大きな混乱は発生していません。学校の授業についても、旧正月明け2週間の休校延長がありましたが、現在は感染者がいなければ通常通り授業が行われています。街中の経済活動状況についても、商業施設、レストラン及び企業も通常通り営業は行われています。

「政府からの発表事項(渡航制限、ロックダウン等)」

渡航制限: (外交部) <https://www.boca.gov.tw/cp-56-5078-41ac3-1.html>

2020年3月19日以降、外国人については、居留証(ARC)・その他の特別証明・許可(労働許可を含む)を有する人以外の入境ができません。3月21日以前にノービザ入境していた場合は、滞在期限が60日間(30日+再延長30日)延長されます。(日本人の場合、ノービザ入境日から90日+60日=150日が滞在期限となります。自動延長されるため手続きは不要です)。

外出自粛要請:

海外から帰国した人等特定の場合を除いては、外出自粛要請は出ていません。

現在、海外から帰国もしくは入国した人は、国籍を問わず、入国翌日から起算して14日間自宅もしくはホテル等に隔離されます。当該隔離期間中に外出した人には、罰金(最大100万元)が課せられます。また、隔離期間中は政府より、1日当たり1,000元の補助がでることとなっています。

「日系企業への影響(事例等)」

台湾は、地域特性および歴史的に中国との関係が深く、日系企業においても中国との取引が主な場合があります。これらの日系企業は、特に部品や製品が中国から輸入されないなどの問題に直面しています。

また、サービス業については、日系百貨店が軒並み前年比△20%～△40%(店舗によりバラつきあり)となっており、百貨店に出店している日系小売業の売上は大きく影響を受けています。特に、40代以上の台湾人は、SARSの記憶が残っている為、外出して購買することを控える傾向にあり、これらの層をターゲットとした製品やサービスを扱う企業は、苦戦しています。

「駐在員への影響(ビザ等)」

労働許可の新規取得や更新に関して、特段の影響は出ておりません。労働許可の取得には、予め本人が台湾を訪問する必要はありません。ただし赴任時に、従前は、ノービザで入境の上で台湾外交部による居留ビザを申請が可能でしたが、現在はノービザ入境ができないため、日本側の中華民国在外公館における居留ビザを取得の上で入境します。居留ビザでの入境後は、14日の隔離後にオフィスでの業務が可能となります。また、居留証の申請は、入境後行います。

「申告・決算、納税猶予等の特例措置」

台湾の営利事業者(12月末決算会社)及び個人の所得税確定申告期限が1か月延長になりました。例えば、従来は2020年5月1日から5月31日までの申告期間が、延長後は2020年5月1日から6月30日までとなります。なお、12月末決算以外の会社にかかる申告期限延長の可否についてはまだ公表されておりません。

また、COVID-19の発生に伴う財産の損失や売上の減少により納税が困難となっている営利事業者に対して、事前申請の上で納税の猶予及び分割納税が認められました。申請の要件は以下の通り: 紓困特別條例第九條第三項の定める紓困振興または補償紓困辦法に該当するもので、かつ2020年1月以降に二ヵ月連続で月商が減少し、納税期間内に納税できない場合(例えば、2019年12月以前の6ヵ月平均或いは年平均月商よりも15%以上減少している)です。

中国・アジアでの新型コロナウイルスの影響

※ニュースレターの内容は、一般的な情報をお伝えすることを目的としておりますので、個別事案等は必ず専門家へご相談ください。

マイツグループが運営・管理を行っている中国・アジア進出支援機構※の支援メンバーから各国での新型コロナウイルスの影響について現地から生の情報を配信いたします。

※マイツグループが中心となり、中国、韓国、台湾、香港、ベトナム、カンボジア、タイ、フィリピン、インドネシア、マレーシア、シンガポール、バングラディシュ、ミャンマー、インド、UAEの提携先を含めて17か国35拠点で現地から日系企業の進出支援をおこなっている機構です。

インド

対応事務所: MBG



<http://www.mbgcorp.com/in/>

4月20日時点の情報

「インドの状況」

3月25日(土)から21日間の全土ロックダウンが宣言され、4月14日(火)に解除される予定でしたが、コロナ感染者数および死亡者数が増加の一途を辿っていることから、ロックダウンは5月3日(日)までさらに延期されることが発表されました。4月19日時点でのコロナ感染者数は17,265名、死亡者は543名と報告されています。

都市部における人口密度の高さや衛生管理の面から、更なる感染の拡大を回避するため、段階的なロックダウンの解除や、厳しい条件を伴う業務再開が施行されています。

一方で、インド政府から、法人に対する経済的救済(補助金や休業補償など)の給付にかかる具体的な発表が未だないため、ロックダウン解除以降も経済的な打撃は避けられない状況にあると考えます。

「政府からの発表事項(ロックダウンと段階的緩和措置)」

・第一次ロックダウンにおける政府の発表(JETRO)

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/03/66e0d97ef19086ac.html>

・第二次ロックダウンにおける政府の発表(JETRO)

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/04/6249356bbc8b9e79.html>

・4月20日(月)発表の段階的ロックダウンの解除にかかる措置(JETRO)

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/04/7bb5f5b162129ba3.html>

渡航制限:

・現在有効なビザ、居留許可を持つ外国人の入国制限(3月3日発表)

・国際線到着便の全面運航停止(3月19日以降)

外出自粛要請:

食料品店や薬局など、生活必需品を販売する店舗は基本的に開いていますが、店内への入場規制およびマスクの着用が義務付けられているところも多くあります。尚、通常営業している食料品店では、それほど目立った買い占め等は発生していません。

「日系企業/駐在員への影響(事例等)」

本社からの指示で日本に一時帰国する駐在員の方も多いますが、地方都市在住の駐在員においては、チャーター機を手配して帰国せざるを得ない方もまだいらっしゃいます。インド国内に残留している場合でも、ロックダウンが解除されるまでは在宅勤務をせざるを得ない状況が続いています。

尚、インド政府/州政府による頻繁な発表も行われていますので、政府の公式発表およびJETROの速報や大使館からの案内を随時確認する必要があります。

https://www.india.gov.in/news_lists?a368671545 (インド政府HP:英語)

<https://www.jetro.go.jp/biznewstop/asia/in/biznews/> (JETRO:日本語)

また、大使館と各国政府との連携により、日本への臨時帰国便が不定期で運行しており、今でも日本に帰国するという選択肢はあるものの、いつインドに戻って来れるのか、また、戻って来た後の隔離対応など、未だ不透明な部分も大きい。ため、下記外務省のサイトから逐次情報を得ることを推奨いたします。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMail.html?countryCd=0091>

「申告・決算、納税猶予等の特例措置」

財務諸表の承認に関する/各種コンプライアンス期限延長および緩和に関する弊社ニュースレター

<http://www.mbgcorp.com/jpvjp/insights/>

中国・アジアでの新型コロナウイルスの影響

マイツグループが運営・管理を行っている中国・アジア進出支援機構※の支援メンバーから各国での新型コロナウイルスの影響について現地から生の情報を配信いたします。

※マイツグループが中心となり、中国、韓国、台湾、香港、ベトナム、カンボジア、タイ、フィリピン、インドネシア、マレーシア、シンガポール、バングラディッシュ、ミャンマー、インド、UAEの提携先を含めて17か国35拠点で現地から日系企業の進出支援をおこなっている機構です。

フィリピン

対応事務所: JAPAN QUALITY BUSINESS SOLUTIONS INC.



4月17日時点の情報

<https://jqb-solutions.com>

「フィリピンの状況」

フィリピン政府は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の対応として、3月17日から4月30日(当初は4月13日であったが延長された)まで、「強化されたコミュニティ隔離措置(Enhanced Community Quarantine、以下 ECQ)」を実施しています。上記措置により、各家庭における厳格な自宅隔離措置、大量輸送用の公共交通機関の運行停止、スーパーや病院、銀行等を除く商業施設・公共施設の業務停止など幅広い措置が実施されております。

「政府からの発表事項(渡航制限、ロックダウン等)」

渡航制限: 3月22日より外国人(一定の場合を除く)のフィリピンへの入国は制限されている状況です。

外出制限: ECQ Pass(通常、居住するバラガイが発行する許可証)を保有していない限り、外出は認められていません。また、主要幹線道路にはチェックポイントが張られ、市中には監視員が巡回しており、尋問を受ける場合があります。

事業活動に関する制限: 金融機関、行政機関、商店、物流業、製造業、BPO等の事業活動は、従業員のための職務環境を整備したうえで、事業活動を認めるとしています。また、在宅勤務を要請しており、必要最低限の事業活動しか行えない状況になっています。

(大統領令に関する通知)

<https://www.officialgazette.gov.ph/section/laws/executive-issuances/memoranda/>

「日系企業への影響(事例等)」

日系企業の多い製造業においては、必要最低限の人員で操業している状況が多いかと思えます。また、稼働のためにはシャトルバスの手配、衛生用品の準備、食堂でのソーシャルディスタンスの維持など課題があります。あわせて、上記の許可証がネックとなり、そもそも従業員が居住区域から外出することができないため、人手の確保も困難な状況です。

「駐在員への影響(ビザ等)」

上記の通り、渡航制限があるため、一旦、フィリピンを出国し、再入国することはできません。一方で、現在フィリピンにいる駐在員のビザについて、移民局がビザの発給や更新等の手続きを停止していることから、滞在は可能と解されます。また、万一、ECQ 期間中にビザが失効してしまった場合でも、ECQ が解除後30日以内に手続きを行えば、罰金等も課されないことになっているため、その場合は速やかに手続きを行う必要があります。

一方で、当地の治安が大きく悪化している点、医療体制がCOVID 19 の患者が優先されており、当地日本人会診療所も休診のため、生活面においても各種配慮する必要があります。

「申告・決算、納税猶予等の特例措置」

BIR(税務当局) 12月決算法人の年次法人税申告、及び、個人確定申告: 2020年4月15日から2020年5月30日に延長
https://www.bir.gov.ph/images/bir_files/internal_communications_1/Full%20Text%20RR%202020/RR%20No.%2010-2020.pdf

SEC(証券取引委員会) 12月決算法人の監査済財務諸表の提出: 2020年6月30日、又は、ECQが解除された日の60日以内のいずれか遅い日

http://www.sec.gov.ph/wp-content/uploads/2020/03/2020MCNo05.pdf?_ga=2.169281577.944249760.1587494069-194565944.1574832428

DOLE 従業員の休業補償として、1名につきPHP 5,000 が支給されるプログラムがあったが、予算超過を理由に2020年4月15日で申請受付は終了しました。現在は、財務省等が主導するプログラムが小規模事業者に対して実施されています。<https://www.dof.gov.ph/small-business-wage-subsidy-program/>

中国・アジアでの新型コロナウイルスの影響

※ニュースレターの内容は、一般的な情報をお伝えすることを目的としておりますので、個別事案等は必ず専門家へご相談ください。

マイツグループが運営・管理を行っている中国・アジア進出支援機構※の支援メンバーから各国での新型コロナウイルスの影響について現地から生の情報を配信いたします。

※マイツグループが中心となり、中国、韓国、台湾、香港、ベトナム、カンボジア、タイ、フィリピン、インドネシア、マレーシア、シンガポール、バングラディッシュ、ミャンマー、インド、UAEの提携先を含めて17か国35拠点で現地から日系企業の進出支援をおこなっている機構です。

ベトナム

対応事務所: CaN International



<http://www.caninternational.co/>

4月20日時点の情報

「ベトナムの状況」

ベトナムは感染者数の増加は抑えられており、当局は厳格な社会隔離措置を継続しています。感染者数は4月17日時点で計268名、死者0名であり、感染者の多くは既に治癒しているものの(ベトナム保健省公表)、入国制限や外出制限といった社会隔離措置が4月30日まで継続されます。その後の方針は政府により随時更新される見通しであり、国民には感染が終息するまで慎重な行動をするよう促しています。

「政府からの発表事項(渡航制限、ロックダウン等)」

渡航制限: (<http://news.chinhphu.vn/Home/VN-HALTS-entry-to-all-foreigners-due-to-COVID19/20203/39326.vgp>)

- 3月18日より、外国人に対するビザ発給の30日間停止(首相府通知102号)
- 3月22日より、外交、または公用目的など特別な場合を除く、全ての外国人の入国を制限。

外出自粛要請: 首相指示16号(16/CT-TTg)

(http://vanban.chinhphu.vn/portal/page/portal/chinhphu/hethongvanban?class_id=2&_page=1&mode=detail&document_id=199607)

4月1日より15日間、以下の社会隔離措置が実施され、その後30日まで継続することが決定しています。

- 全国民の自宅待機(食料・薬品の調達や救急目的、必需品・必需サービスを生産・提供する企業・工場で働く目的、その他の緊急の場合など必要な場合に限り外出が可能)
- 2メートル以上の間隔を保持し、会社、学校、病院の外や公共の場所にて、3人以上で集まらないこと
- 原則として公共交通手段による旅客運搬を停止
- (4月16日より追加) 全国63省・市を感染リスクに応じて3つのグループに分類し、それぞれ対応方針を定める

「日系企業への影響(事例等)」

ハノイ市、ハイフォン市、ダナン市、ホーチミン市など12省・市は、「感染率の高い地域」に指定され、首相指示16号(16/CT-TTg)により、首相指示16号に基づく措置の厳格な実施継続が要請され、外出や店舗営業などが引き続き制限されています。

また、ホーチミン市当局は、4月6日付の決定文書「1203/QD-BCD」により、事業所における感染リスクの評価の実施を策定しました。事業所は10個の指標(100点満点)により評価され、80点以上の場合、事業所の閉鎖、50～80点の場合、リスク軽減手段の実施が要請されます。

「駐在員への影響(ビザ等)」

現在、外国人に対するビザ発給は停止されています。

既に発行されている在留邦人のビザ更新については、社会隔離措置の期間中は出入国管理局の窓口が封鎖され更新手続きが出来ませんが、公安省出入国管理局によると、期間中に滞在査証が切れる場合は、不法滞在にならないよう配慮するとのことであり、窓口の再開後に速やかに手続きを行う必要があります。

「申告・決算、納税猶予等の特例措置」

税金および土地賃貸料の支払期間延長に関する政令41号「41/2020/ND-CP」が4月8日に公布、即日施行されました。

内容は以下のとおりであり、申請には、関連書類を2020年7月30日までに提出する必要があります。

- 2020年3月から6月に発生した付加価値税の納付期限を5か月間延長可能
 - 2019年度確定申告による法人税及び2020年第1から第2四半期の仮払法人税の納付期限を5か月間延長可能
 - 土地賃貸料(年間一括払いの場合)の支払期限を2020年5月31日から5か月間延長可能
- なお現地報道によると、財務省は99%の企業が延長措置を受けられると試算しているとのこと。

中国・アジアでの新型コロナウイルスの影響

※ニュースレターの内容は、一般的な情報をお伝えすることを目的としておりますので、個別事案等は必ず専門家へご相談ください。

マイツグループが運営・管理を行っている中国・アジア進出支援機構※の支援メンバーから各国での新型コロナウイルスの影響について現地から生の情報を配信いたします。

※マイツグループが中心となり、中国、韓国、台湾、香港、ベトナム、カンボジア、タイ、フィリピン、インドネシア、マレーシア、シンガポール、バングラディッシュ、ミャンマー、インド、UAEの提携先を含めて17か国35拠点で現地から日系企業の進出支援をおこなっている機構です。

マレーシア

対応事務所: KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD

4月22日時点の情報

「マレーシアの状況」

従来、厳格な運用がなされていた移動制限措置であるが、フェーズ3と呼ばれる段階に入り、ようやく操業が許可されるメーカーの数も増えだした。ただ、現状においてもフル操業は認められず、なんらかの制限を受けている会社が多い。サービス業等、非製造業は、現在においても原則として操業不可。感染者数は、徐々に減少してきており、当該措置は一定の効果をあげている。外国人は原則として入国不可。また、マレーシア人は、原則出国不可である。

「政府からの発表事項(渡航制限、ロックダウン等)」

3月16日: 3月18日から3月31日までの14日間にわたるマレーシア全土での移動制限令(フェーズ1)を発表

3月18日: 国家安全保障委員会が、活動制限命令下で例外的に許可を得て製造又は生産継続可能品目を発表

3月25日: 活動制限令の対象期間を4月14日まで延長すること(フェーズ2)を発表

4月10日: 活動制限令の対象期間を4月28日まで延長すること(フェーズ3)を発表

渡航制限:

マレーシア人は原則出国禁止。外国人は原則入国禁止。

外出自粛要請: 要請ではなく原則禁止。違反の場合罰則もあり、既に日本人も捕まった事例(ジョギング中)もある。

「日系企業への影響(事例等)」

上述の通り、フェーズ3に入り、操業許可を受けるメーカーも多少増えてはきたが、未だにマジョリティは操業不可である。また、操業開始時にPCR検査を義務付けるとの政府発表があったものの、物理的に不可能で混乱を招いている。非製造業は、原則として操業不可。

「駐在員への影響(ビザ等)」

マレーシアに戻れない駐在員や家族がいるが、まだどうなるのか分からない。

「申告・決算、納税猶予等の特例措置」

給与に関する源泉税、非居住者に対する源泉税、法人税申告・納税、法人税予定納税等につき、期限の延長措置が発表されている。

中国・アジアでの新型コロナウイルスの影響

※ニュースレターの内容は、一般的な情報をお伝えすることを目的としておりますので、個別事案等は必ず専門家へご相談ください。

マイツグループが運営・管理を行っている中国・アジア進出支援機構※の支援メンバーから各国での新型コロナウイルスの影響について現地から生の情報を配信いたします。

※マイツグループが中心となり、中国、韓国、台湾、香港、ベトナム、カンボジア、タイ、フィリピン、インドネシア、マレーシア、シンガポール、バングラディッシュ、ミャンマー、インド、UAEの提携先を含めて17か国35拠点で現地から日系企業の進出支援をおこなっている機構です。

タイ 対応事務所: Asia Alliance Partner Co., Ltd.

Alliance
Accounting & Consulting

<http://www.aapth.com>

4月21日時点の情報

「タイの状況」

タイでは、3月26日に非常事態宣言が発出され、3月22日よりバンコク首都圏で行っていた日常生活に必要な食料品店や薬局等以外の商業施設の閉鎖を全国に拡大しました。その後感染者数は徐々に減少しており、4月21日時点でタイ保健省が発表した数字では、感染者数は2,811名です。経済活動の再開の動きがある一方で、再開時期が早過ぎて再び感染が拡大するのではないかと不安の声もあります。プラユット首相は4月20日、新型コロナウイルス感染症対策センターでの会談で、非常事態宣言解除の時期を来週(4月27日の週)に検討すると述べています。感染者が多い県はまだありますが、特に感染者の少ない県の関係者と会談を重ね現況を検討するとのことです。

「政府からの発表事項(渡航制限、ロックダウン等)」

渡航制限:

タイ外務省より、4月12日付け口上書をもって、タイ国籍を有していないが労働許可証を有する者等がタイへ入国するにあたっては、出発国のタイ王国大使館ないし総領事館が発出するタイ王国入国許可書の提示を求められる旨の連絡がありました。入国許可書の提出は、これまで求められていた渡航前72時間以内に発行された飛行可能健康証明書(Fit to Fly Health Certificate)及び出入国カードの提出に加えてのものとなります。

また、タイ入国後は政府の指定する施設において自己負担で14日間の隔離措置を受ける必要があります。

外出制限:

プラユット首相は4月2日、2005年非常事態令第9条第2号(非常事態時に取りうる措置)に基づく決定として、別途指示があるまで、午後10時から翌朝4時までの夜間の外出を原則禁止することを発表しました。感染者数の拡大が続いている現状を踏まえた措置で、タイ全土を対象に4月3日以降適用されています。

「日系企業への影響(事例等)」

非常事態令9条に基づき、スーパーマーケットや薬局、病院、工場、銀行等は営業が来ていますが、商業施設やレストランなどは、感染リスクの高い場所としてすべて閉鎖の対象となっているため、日系の商業施設、飲食店など3月22日より休業を余儀なくされています。東南アジア最大の自動車製造拠点となっておりますが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う世界的な自動車の需要縮小・停滞を受け、自動車メーカー各社の操業停止が相次いでおり、各サプライヤーも生産調整や臨時休業がやむを得ない状況です。

「駐在員への影響(ビザ等)」

・タイ入国管理当局から、有効期限を3月26日以降に迎える外国人のビザについて、4月30日まで自動的に延長する旨、3月7日に発表されました。対象となるビザは滞在期限までに渡航(タイ出国)できないアライバルビザ(Visa on Arrival, VOA)、P.30(ノービザ)のみとなります。該当する外国人はビザ延長手続きを行う必要はなく、オーバーステイ1日につき500Bの罰金も科されないということです。3月26日～4月30日の間、滞在90日ごとに行うことが義務付けられている居住報告(90日レポート)も一時的に免除されます。ただし、通常の状態に戻った際には、ビザ延長手続きも90日ごとの居住報告も指定する日以内に提出しなければなりません。

・ビザ延長申請のためにタイに渡航できないWP保有者は、WPのキャンセル申請をしなければならず、且つ、ビザ有効期限日をWPキャンセル日として指定しなければなりません。WPを再度取得したい場合は、一から取り直し(タイ国外のタイ大使館にNON-Bビザを申請し、NON-Bビザでタイに入国、その上でタイ国内にて再度WPを申請)しなければなりません。

「申告・決算、納税猶予等の特例措置」

タイ政府が3月6日の経済閣僚会議にて、新型コロナウイルスの感染拡大による経済への影響を緩和するための新たな景気対策を承認し、3月10日に閣議決定をしました。中小企業への金融支援や税制優遇が大きな柱となっております。

中国・アジアでの新型コロナウイルスの影響

※ニュースレターの内容は、一般的な情報をお伝えすることを目的としておりますので、個別事案等は必ず専門家へご相談ください。

マイツグループが運営・管理を行っている中国・アジア進出支援機構※の支援メンバーから各国での新型コロナウイルスの影響について現地から生の情報を配信いたします。

※マイツグループが中心となり、中国、韓国、台湾、香港、ベトナム、カンボジア、タイ、フィリピン、インドネシア、マレーシア、シンガポール、バングラディシュ、ミャンマー、インド、UAEの提携先を含めて17か国35拠点で現地から日系企業の進出支援をおこなっている機構です。

インドネシア

対応事務所:フューチャーワークスグループ



FUTURE WORKS
MANAGEMENT & FINANCIAL CONSULTING

<http://futureworks-inc.jp/>

4月21日時点の情報

「インドネシアの状況」

ジャカルタ特別州は4月10日に大規模な社会的制限(通称PSBB)を発動しました。4月20日時点で感染者数6,760人、死亡者数590人となっています。社会的制限の実施期間は4月23日までの14日間で、さらに14日間の延長が可能です。日系の製造業が多く所在する西ジャワ州も4月15日より同制限を発動しています。また、個人確定申告期日の延長、月次源泉税申告期日の延長、法人税の引き下げ措置などの特例措置が行われています。

「政府からの発表事項(渡航制限、ロックダウン等)」

<大規模な社会的制限>

ジャカルタ:4月10日～4月23日

西ジャワ(ボゴール・ブカシ・デポック):4月15日～4月28日

上記を含む2州と18県・市で発動済み。

- 一部例外を除く職場・事務所での就労の禁止。
- 市民・社会・文化・宗教活動に対する制限。
- 交通機関に対する制限
- 違反した場合の罰則規定あり。

<渡航制限>

- 一部の例外を除き、全ての外国人のインドネシア入国及びインドネシアでのトランジットを一時的に禁止。
- 暫定一時滞在許可(KITAS)を保有する外国人は引き続き入国可能であるが、入国の際には、インドネシアに到着する前7日以内に医療機関が英語で発行した「健康証明書」を提出する必要がある。

「申告・決算、納税猶予等の特例措置」

<法人税(SP-13)>

- 年次法人税の減税

2019年⇒25%(現在の標準税率) 2020年から始まる会計年度⇒22%

2021年から始まる会計年度⇒22% 2022年から始まる会計年度以降⇒20%

- 法人税の月次予納

2020年(2019年度の法人税申告後)⇒22%

<個人所得源泉税(PMK23/2020)>

年収2億ルピアまでの従業員の個人所得税が免除される(2020年4月～9月)。ただし、免除された税金分は、会社から本人に支給しなければならない。当措置は、423業種の製造業と、修理業など17業種のサービス業及びKITE企業が対象。

<その他特例措置>

- 一部対象業種に対する以下の特例
 - 輸入時の前払い法人税の支払い免除
 - 月次の前納法人税の30%減額
 - 50億ルピア以下の付加価値税過払い分の早期還付
- 個人確定申告期日の延長
本来3月末が期日であるが、4月末まで延長

<補助金・助成金等>

主に中小企業に対する補助金・助成金に関しては、4月21日現在政府内での検討段階。

中国・アジアでの新型コロナウイルスの影響

※ニュースレターの内容は、一般的な情報をお伝えすることを目的としておりますので、個別事案等は必ず専門家へご相談ください。

マイツグループが運営・管理を行っている中国・アジア進出支援機構※の支援メンバーから各国での新型コロナウイルスの影響について現地から生の情報を配信いたします。

※マイツグループが中心となり、中国、韓国、台湾、香港、ベトナム、カンボジア、タイ、フィリピン、インドネシア、マレーシア、シンガポール、バングラディッシュ、ミャンマー、インド、UAEの提携先を含めて17か国35拠点で現地から日系企業の進出支援をおこなっている機構です。

韓国

対応事務所: スターシア



<http://www.starsia.co.jp/>

4月20日時点の情報

「韓国の状況」

韓国は2月に大邱地域で集団感染が確認され、一時期多い時では、一日の新規感染者数が900人以上にもなりましたが、政府の徹底したPCR検査の実施や「社会的距離の確保」の実施や外国人の渡航の制限等の結果、4月20日現在では、1日の新規感染者数が10名程度まで減少しております。しかし、感染経路が不明な確定診断が依然として発生していること、4月15日に実施された国会議員選挙など大規模な国民移動による感染伝播の可能性が潜伏期1～2週間以降に現れるおそれがあること、コロナ19の世界的流行が収まる兆しが見えないこと、ワクチンや治療剤がない現状を踏まえると、危険要因が依然として存在している状況です。

「政府からの発表事項(渡航制限、ロックダウン等)」

渡航制限:

- 全ての外国人の短期滞在ビザの発行及び既に発行された短期滞在ビザの効力を暫定的に停止
※技術者等の短期就業ビザ及び長期ビザは、効力停止対象から除外され、入国可能
※既に韓国に入国した短期滞在外国人の場合、滞留期間の範囲内で滞留可能
- 韓国人に対して入国禁止措置を施した国に対しては、ビザ免除・無ビザ入国を制限(90カ国)
※中国の危険地域外国人の入国制限、日本のビザ免除停止等も引き続き適用
- 全ての新規ビザ発行の審査を強化

社会的距離置き:

4月20日～5月5日まで、従前より緩和された「社会的距離の確保」を推進。

- 公共施設のうち、国立公園・自然休養林等、防疫守則を施すことを前提とし、段階的に運営開催
- 室外・密集施設は、“無観衆プロ野球”のように“分散”条件を達成できる場合、制限的に運営再開
- 必須試験等、不可避の場合、防疫指針を遵守する範囲で制限的に許容
- 遊興施設、一部生活体育施設、塾、宗教施設などは、運営中断勧告から運営自制勧告へと調整、運営する場合、防疫指針の遵守命令は引き続き維持。

「日系企業への影響(事例等)」

- テレワークや時差出勤を導入している企業が多いですが、徐々に通常出勤に戻している日系企業が多い印象です。
- 駐在員で、渡航が制限される前に日本に一時帰国した駐在員は、ビザがあれば韓国に入国可能ではありますが、韓国に到着後2週間隔離されるため、実質的には韓国に入国できていない状況となっている企業が多くあります。

「駐在員への影響(ビザ等)」

- 現在、既にビザを取得して韓国で外国人登録を行っている駐在員のビザに対しては、特に影響がありません。
- 渡航が制限されるまえに韓国に入国していた日本人のビザの取得は、これまで通り可能でしたが、ノービザで韓国に渡航ができない状況であるため、ビザの種類にもよりますが、韓国に入国してから手続きを実施する必要のある新規のビザの取得は実質的に難しい状況です。

「申告・決算、納税猶予等の特例措置」

特別災難地域(大邱、慶尚、清道、奉化) 税制支援

- 3月申告期限の法人税及び4月申告期限の付加価値税の納付期限の1ヶ月延長
- 大邱、慶北地域の納税者に対する新規の税務調査の着手を全面保留
- 納付期限延長・徴収猶予・滞納処分に対する支援期間の拡大(最大2年まで)



NISHIKAWA ASSOCIATES

NISHIKAWA ASSOCIATES
グループ概要



日本企業の海外子会社管理運営サポート
・各拠点の業績報告システムの構築
・各地の会計、税務、法務戦略の提案

業務内容

台湾進出コンサルティング

- ・現地法人、支店、代表人事務所設立登記
- ・個人所得税申告書作成代行
- ・銀行口座管理
- ・記帳代行、税務（営業税・法人税）申告代行
- ・会計・税務コンサルティング
- ・総務業務代行



THAILAND/VIETNAM
Nishikawa Associates
(Thailand) Co., Ltd.
Nishikawa Associates
(Vietnam) Co., Ltd.

各国進出コンサルティング
・株式投資
・事業戦略コンサルティング

**海外進出・海外展開に関する
総合コンサルティング**

- ・アジア、北米、オセアニアへの投資計画立案支援
- ・各拠点での組織運営アドバイス
- ・グローバルキャッシュマネジメントの提案

講演、執筆、その他

- ・事業会社、銀行、政府外郭団体などの依頼による講演会の講師
- ・経営研究を目的とした勉強会（西川経営塾）の主催
- ・現地視察ツアーの企画
- ・書籍の執筆

活動実績

顧問契約 約 130 社
(上場企業グループ約 20 社)

個人税務関連 個人所得税申告代行
(年間約 80 名)
・申告および税務アドバイスを提供

顧問契約内容

- ・会計、税務、法務コンサルティング
- ・海外投資コンサルティング
- ・記帳代行業務

会社・支店設立関連 累計約 240 社

Our Mission

使命

我々は、お客様の海外での事業活動を支援し、海外におけるお客様の事業発展に寄与する存在となります。

目的

我々は、お客様の海外事業戦略において、欠くことのできないビジネスパートナーとなることにより、当社の使命を実現いたします。

経営方針

お客様に対して、方向性を定めるファシリテーターとしての機能を果たし、柔軟な発想に基づいた、より多くの選択肢を提示いたします。選択肢を提示する場合には、合理的な理由の説明を行うことを忘れません。

Value

我々の使命は、お客様の海外事業に欠かせないパートナーとなることです。我々は、お客様のニーズを的確に把握し、お客様の利益に貢献できる仕事から収益を上げます。我々は、誰に対しても公正な判断を行います。



西川アソシエイツグループ

台北市中山区南京東路一段86号5F
TEL : +886-2-2521-9277



連絡先:

横山憲夫 yokoyama@nishikawa-associates.com | 鈴木隼平 jsuzuki@nishikawa-associates.com | 陳韻如 injochen@nishikawa-associates.com

URL: www.nishikawa-associates.com

MBG CORPORATE SERVICE

ニューデリー|グルガオン|ムンバイ|チェンナイ|バンガロール|東京|ドバイ|アブダビ



MBGはインド国内5拠点に加え、東京、ドバイ、アブダビとのグローバルネットワークを活かし、豊富な専門知識と幅広い経験値を兼ね備えた専門家が皆様へ国際品質のサービスを提供します。

OUR GROUP SERVICE

MBG Corporate Servicesは複数の独立した企業によって構成され、顧客のライフサイクルやバリューチェーンに合わせて助言・提言を行います。

- 財務・税務アドバイザリー業務およびコンプライアンス
- 直接税・間接税、国際税務にかかるコンサルティング
- 会計、記帳代行
- ビジネスアドバイザリー
- 内部統制、リスクアシュアランス
- 移転価格におけるアドバイザリー
- テクノロジーアドバイザリー



- 土地・不動産の権利調査
- マネジメントおよび企業の信用調査
- 合併、合併、買収 (JV, M&A)
- 知的財産、特許
- 訴訟および紛争解決
- 企業法・商業法に関する法的アドバイス
- アンチダンピング、セーフガードなど国際取引にかかる法務対応
- 会社秘書役業務

GLOBAL NETWORK



GROUP OVERVIEW

設立：2002年

代表：Mayur Batra

従業員数：約450人

OUR WEBSITE

定期的にニュースレターを掲載し、税制・法務に関する最新情報を発信しています。



info@mbgcorp.com



www.mbgcorp.com





JAPAN QUALITY BUSINESS SOLUTIONS INC.のご案内

2018年6月に記帳代行、税務申告、給与計算のアウトソーシング会社として設立しました。



現在ではアウトソーシングだけでなく、会社設立、各行政機関手続き、セカンドオピニオンとしての会計・税務周辺のコンサルティングサービスも提供しています。

JQBの概要

【住所】 205 Nicanor Garcia st, Corner, Constellation Brgy Bel-Air, Makati City, Philippines

【所長】 吉岡 寛

【社員数】 35名(うち日本人 5名、フィリピン人会計士 10名) 2020年3月 時点

【URL】 <https://jqb-solutions.com/>

【支援業務内容】

アウトソーシングサービス： 記帳代行、税務申告、給与計算を中心にした会計・税務関連業務

日本人常駐者がサポートするため、日本人駐在員の方との日本語でのやりとりはもちろん、親会社サイドの経理担当の方にもフィリピンの会計や税務の実務事情を踏まえたご説明が可能です。

その他サービス： 会社設立、租税条約申請、各種行政手続き関連業務

フィリピンでの進出前のご相談、設立手続き、及び、会社運営において発生する各種行政手続きの代行を行っております。こちらも日本人常駐者がサポートするため、進捗管理の徹底や不測事態の対応について、適切にサポートをさせて頂くことが可能です。

M&A支援： バイサイド、セルサイド、仲介業務、財務DD対応

お客様のご要望にあわせて、弊社の当地でのネットワークを駆使し、最適なご提案をさせていただきます。

JQBの特徴

フィリピンと日本の会計税務において、経験豊富、かつ、専門家としての人材が揃っている点が弊社の大きな強みであるとともに、日本サイドにおいても海外税務やフィリピン税務に精通した担当者が常駐していますので、両国における様々な問題を解決することが可能です。また、ローカルスタッフには必ずフィリピン人会計士を担当させていますので、高いレベルでの業務をご提供させて頂いております。

—お問合せ先—

【フィリピン】 205 Nicanor Garcia st, Corner, Constellation Brgy Bel-Air, Makati City, Philippines

Tel : +63-(0)2-531-0246-9 Mail : inquiry@jqb-solutions.com HP : <https://jqb-solutions.com/> (担当:吉岡 金光)

【日本】 日本経営ウィル税理士法人 〒561-8510大阪府豊中市寺内2-13-3 日本経営ビル

Tel : +81-(0)6-6865-0331 Mail : kunio.fujii@nkgr.co.jp HP : <https://nktax.or.jp/> (担当:藤井)

CaN International Groupのご案内



CaN Internationalは、クロスボーダーの経営課題を解決する国際会計事務所です。

現在、東京、シンガポール、中国、香港、タイ、ベトナムに自社拠点を有し、その他の国では提携先と協力しながら、日系企業の海外進出、クロスボーダーM&A、国際税務等のサービスをワンストップで提供しています。

CaN International Groupの概要

【代表者】 大久保 昭平

【設立】 設立年月日:2012年12月3日

【関連会社】 CaN International Advisory 株式会社 / CaN International Consulting 株式会社
CaN Accounting Advisory 株式会社 / CaN International FAS 株式会社
CaN International 税理士法人 / CaN International Advisory (S) Pte. Ltd.
CaN International Advisory (HK) Limited / CaN International Advisory (Thailand) Co., Ltd.
CaN International Advisory (VN) Co., Ltd.

【支援業務内容】

サービスライン

- ・ 海外進出コンサルティング
- ・ クロスボーダーM&Aサポート
- ・ 親会社マネジメントサポート
- ・ 国際税務コンサルティング
- ・ 国内税務・アウトソーシング
- ・ 海外拠点現地サポート

サービスの特徴

- ・ 多様なバックグラウンド、広範かつ豊富な知識・経験を有するコンサルタント
- ・ 徹底したコミュニケーションに基づく「腹落ちする」ソリューションの提供
- ・ 現実的で実行可能性を持ったコンサルティングと実行支援をワンストップで提供
- ・ 世界各国にわたる幅広いネットワーク
- ・ 明瞭な報酬体系

【ベトナムでのサービス】

ベトナム法人は、ホーチミン本社を拠点にハノイ、ダナンを含むベトナム全土において、進出支援、会計税務サービスを主に日系企業のクライアント様に提供しています。

ベトナムにおける案件実績の一例

- ・ 東証1部上場商社のベトナム製造拠点及びタイ製造拠点のM&Aに係る財務・税務デューデリジェンスの実施
- ・ 東証1部上場企業のタイ、ベトナム、インドネシア法人への出向者に係る税務アドバイザーサービス
- ・ 東証一部IT企業のベトナムでの契約形態に係る税務アドバイザーサービス

※CaN International では、クライアントニーズに応じて現地の専門家と協力してワンストップでサービスをご提供いたします。

CaN International Holdings 株式会社

東京都中央区日本橋茅場町1-9-2 第一稲村ビル7階

Tel:03-6661-1163(代表) Email: info@caninternational.co HP: <http://www.caninternational.co/>

CaN International Advisory (VN) Co., Ltd. (ベトナム拠点)

ホーチミン 31F, Saigon Trade Center, 37 Ton Duc Thang St., Dist.1, HCMC

Tel: +84 28-3910-7424

KATO BUSINESS ADVISORYのご案内



マレーシアに1997年から駐在し、マレーシア進出の日系企業に対し20年以上、会計・税務、経営面をサポートしています。2020年に独立し、現在のKATO BUSINESS ADVISORYを設立。日系企業の現地進出支援を展開している会計系コンサルティング会社です。

KATO BUSINESS ADVISORYの概要

【代表者】 加藤 芳之

【社員数】 10名 2020年4月 時点

【有資格者】 6名

【支援業務内容】

マレーシア進出支援： 設立、設立後の会計・監査・税務、経営支援

設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・監査・税務、経営支援まで幅広くサポートさせていただきます。

国際税務支援： 移転価格対策等

移転価格対策等、海外展開している日系企業が抱える税務リスクをトータルにサポートさせていただきます。

間接税支援

マレーシア特有のセールス・サービス税や不動産譲渡益税等につき、長年の実績をベースにサポートさせていただきます。

M&A支援： バイサイド、セルサイド、財務DD対応

会計事務所系コンサルティング会社だからこそできるサービスを提供させていただきます。

—お問合せ先—

KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD

N-6-10, The Gamuda Biz Suites, No.12, Persiaran Anggerik Vanilla, Kota Kemuning, 40460 Shah Alam,
Selangor, Malaysia

Tel : +60-3-5832-4835 HP : +60-12-371-0369 Mail : kato@kato.com.my

窓口担当者: 加藤

Asia Alliance Partner のご案内

Alliance
Accounting & Consulting



Asia Alliance Partnerは2004年タイにて設立以降、既進出日系企業や新規進出企業向けに進出前のご相談対応から、進出手続代行、進出後の日々の会計税務法務支援、年次法定監査までワンストップでサービス提供しており、在タイ日系企業向けコンサルティング会社としては最大規模で運営しております。

Asia Alliance Partner (AAP)の概要

【代表者】 橋内 進(日本国公認会計士)

【社員数】 計 270名(うち監査事務所(60名)) 2020年4月 時点

【有資格者】 日本国公認会計士 5名、日本国弁護士1名、タイ国公認会計士 2名、タイ人弁護士 1名
会計専門職スタッフ 160名、会計監査スタッフ 58名、日本人コーディネーター 12名 他

【支援業務内容】

タイ進出支援： 会社設立登記、駐在事務所開設、外国人事業許可申請、BOI申請支援対応

長年の経験、様々な業種のお客様をベースに(2020年4月時点のクライアント数440社)、設立前のご相談から各ビジネス形態の設立支援、不動産仲介、人材紹介サービスまでワンストップで幅広くサポートさせていただきます。

会計・税務、会計監査支援

設立後の月次、年次会計処理、税務申告代行、給与計算・個人所得税確定申告代行、会計税務レビュー・顧問サービス、法廷監査、連結パッケージ監査など、子会社を海外に展開している日本企業をサポートさせていただきます。

企業法務、M&A仲介支援： 投資候補仲介業務、現地会社と合弁支援、財務DD対応

法務顧問、契約書作成・レビュー、労務問題対応支援からタイ企業を中心にM&A候補の探し、交渉支援、DD業務、買収・合弁設立支援業務をサポートさせていただきます。

地方自治体支援： 地方自治体の海外拠点受託支援、タイ現地での商談会・ビジネスマッチング支援対応

地方自治体の海外拠点業務を受託して、自治体の海外展開支援、観光(インバウンド)PR支援、タイ進出県内企業の現地支援、タイ現地情報配信、県内の物産品等のPR事業、商談会・ビジネスマッチング等を開催しサポートさせていただきます。

—お問い合わせ先—

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

所在地 1 Glas Haus Building 12 Floor, Soi Sukhumvit 25, Sukhumvit Rd., Klongtoey-Nua,
Wattana, Bangkok 10110

Tel : +66(0)2-261-8182 Fax : +66(0)2-261-8183
Mail : info@aapth.com HP : <http://www.aapth.com>

日本でのご相談 アジア・アライアンス・パートナー・ジャパン株式会社
Tel : +81(0)3-3226-8422(日本語) HP : <http://www.aapjp.com>

フューチャーワークスグループのご案内



ジャカルタに2011年から進出し、インドネシア進出の日系企業に対し、会計・税務、人事・労務、法務、経営面をサポートしている会計系コンサルティング会社です。

また、2016年からはクラウド会計システムの開発販売を開始し、2020年4月時点で、日系企業利用率No.1の実績を有しています。

フューチャーワークスグループの概要

【代表者】 中村 正英

【社員数】 フューチャーワークスグループ 35名名(ジャカルタ30名) 2020年1月 時点

【有資格者】 日本公認会計士 1名 日本税理士 1名 インドネシア会計士 1名
インドネシア税理士 1名 他

【支援業務内容】

インドネシア進出支援： 設立、設立後の会計税務、経営支援、人事労務支援対応

インドネシア語が話せる日本人メンバーが、設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・税務、経営支援、人事労務支援までワンストップで幅広くサポートさせていただきます。

国際税務支援： 移転価格対策、タックスヘイブン税制サポート

移転価格対策、タックスヘイブン税制等海外取引に関する税務相談・日本での税務申告・手続き、現地の税務申告など、インドネシアに展開している日本企業が抱える税務的リスクをトータル的にサポートさせていただきます。

M&A支援： バイサイド、セルサイド、仲介業務、ビジネスDD、財務DD対応

日本・インドネシア間のM&Aを中心に「充実したネットワーク」と「ノウハウ」そして「実績」を最大限にいかし、会計事務所系コンサルティング会社だからこそできるサービスを日本、インドネシアでサポートさせていただきます。

会計システム開発・販売： 多言語・他通貨クラウド会計システム

インドネシアの会計基準、税制に適合したクラウド会計システム(販売管理、購買管理、固定資産管理、在庫管理に対応)を利用することによって、インドネシアでの会計業務業務の効率化と日本でのインドネシア子会社の管理の効率化が可能になります。

【新型コロナ対応】

■今後、日系企業において、記帳代行利用による子会社の会計業務の遅延、日本子会社の管理部のインドネシアへの渡航制限が想定されることから、子会社管理会計システム「Bridgenote」を2020年12月末まで、セキュリティ費用のみ月額USD100のみでご提供いたします。通常いただいている導入費用も無料にいたします。

既存のコンサルティング会社はそのまま、会計システムのみでもご利用いただけます。

—お問合せ先—

株式会社フューチャーワークス PT.Bridgenote Indonesia

Menara Anugrah Lantai 15, Kantor Taman E.3.3 Jl. Mega Kuningan Lot 8.6-8.7 Jakarta Selatan 12950

Tel : +62-21-5785-4088 Mail : contact@futureworks-inc.jp

HP : ○ <http://futureworks-inc.jp> ○ <https://service.bridgenote.asia/>

窓口担当者: 篠原 (古賀晶子)

スターシアのご案内



日本と韓国に拠点をもち、日系企業の韓国進出支援を主な業務として行っている会社です。
韓国でのビジネスに不慣れな日系企業の皆様に、日本の会計事務所と同様のサービスを日本語で提供することにより、安心して本業に集中して頂ける環境を整備することを目指しています。

スターシアの概要

【代表者】 黄 泰成

【有資格者】 日本公認会計士 2名 日本税理士 2名 韓国公認会計士 2名 韓国税務士 4名

【支援業務内容】

韓国進出支援： 設立、設立後の会計税務、経営管理支援、人事労務支援対応

日本拠点にて設立前段階から韓国でのビジネスに合った進出形態や会計税務制度、人事労務に関する留意点等の洗い出し等の支援

拠点設置手続き及び就業規則の作成等の拠点セットアップ支援

拠点設置後の会計税務業務支援

税務サービス： 移転価格対策、税務リスク診断、税務検討業務

移転価格対策や韓国での税務リスク診断、新規取引等に関する税務検討業務等を実施し、税務リスクの最小化を支援

M&A支援： 財務及び税務DD、株価算定業務、組織再編に関する各種税務申告サポート

日韓のM&Aに関する各種DD及びバリュエーション業務の実施

韓国法人を含む日系企業の組織再編時の日韓での税務検討や税務申告業務の支援

内部監査支援及び不正調査対応： 韓国拠点での内部監査のサポート及び不正調査対応

言語の違いやビジネス習慣や法制度の異なる韓国拠点の内部監査業務の支援

韓国拠点での不正発生時の不正調査業務支援

会計監査： 韓国子会社の任意監査や法定監査対応

親会社が上場企業である韓国子会社の任意監査対応

韓国の法定監査対応

国際相続対応： 韓国に財産のある相続税案件の対応

相続財産が韓国にある場合の韓国での相続税対応

韓国にある財産の処分や外為法の対応支援

株式会社スターシア

〒104-0043 東京都中央区湊3丁目9番1号 民衆堂ビル2F

TEL: 03-5244-9471 Email: info@starsia.co.jp HP: <http://www.starsia.co.jp>

株式会社スターシア・コンサルティング 税務法人スターシア

大韓民国ソウル特別市江南区論峴路513 叡知ビル3階

Tel: +82-2-2051-1560

マイツグループのご案内



中国に1994年から進出し、上海をはじめ大連・北京・広州・中国沿海地域に10拠点を設けており、中国進出の日系企業に対し25年以上、会計・税務、人事・労務、法務、経営面をサポートしています。2011年には中国・アジア進出支援機構を設立し、17か国35拠点で日系企業の現地進出支援を展開している会計系コンサルティング会社です。

マイツグループの会社概要

【代表者】 池田 博義

【社員数】 マイツグループ 352名(うち中国300名(上海199名)) 2020年1月 時点

【有資格者】 日本公認会計士 22名 日本税理士25名 中国注册会計師 36名

中国注册税務師 8名 中国律師1名 米国公認会計士 5名 他

【支援業務内容】

中国・アジア進出支援： 設立、設立後の会計税務、経営支援、人事労務支援対応

中国・アジア全域に17か国、35拠点ネットワークを築き、設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・税務、経営支援、人事労務支援までワンストップで幅広くサポートさせていただきます。

国際税務支援： 移転価格対策、タックスヘイブン税制サポート

移転価格対策、タックスヘイブン税制等海外取引に関する税務相談・日本での税務申告・手続き、現地の税務申告など、子会社を海外に展開している日本企業が抱える税務的リスクをトータル的にサポートさせていただきます。

M&A支援： バイサイド、セルサイド、仲介業務、ビジネスDD、財務DD対応

日中(香港含)間のM&Aを中心に「充実したネットワーク」と「ノウハウ」そして「実績」を最大限にいかし、会計事務所系コンサルティング会社だからこそできるサービスを中国現地を含めサポートさせていただきます。

地方自治体支援： 地方自治体の海外拠点受託支援、中国現地での商談会・ビジネスマッチング支援対応

マイツグループは地方自治体の海外拠点業務を受託し、中国進出県内企業の現地支援、中国の現地情報配信、県内の物産品・工芸品等のPR事業、商談会・ビジネスマッチング等を開催してサポートさせていただきます。

【マイツグループ拠点～17か国35拠点 2019年 3月 時点】

■マイツグループ拠点：日本・中国・香港・シンガポール・インドネシア

■提携先拠点(※)：韓国・台湾・フィリピン・カンボジア・ベトナム・バングラデシュ・インド・ミャンマー・タイ・マレーシア・アラブ首長国連邦

(※)マイツグループ拠点(中国、インドネシア)のほか、現地にオフィスを構える優良会計事務所と提携することで、アジア全域への進出サポートからその後の会計・税務対応、経営コンサルティングが可能です。

—総合お問い合わせ先—

株式会社マイツ東京事業所内 中国・アジア進出支援機構

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町4番1号ニューオータニガーデンコート28階

Tel：(03)6261-5323 Fax：(03)6261-5324 Mail：yshinoha@myts.co.jp

HP：<http://www.b4p1.net>(中国・アジア進出支援機構) <http://www.myts.co.jp/>(株式会社マイツ)

総合窓口担当者：篠原(しのはら)